

③ 神奈川県高校生等奨学給付金（給付・返還不要）

【問合せ先】 県私学振興課助成グループ 電話（045）210-3793
 ※国公立に進学の場合 県教育委員会財務課高校奨学金グループ
 電話（045）210-8251

支給対象 次の①②を両方とも満たすことが必要です。

① 次のすべてを満たす世帯であること。

- 申請する年度の7月1日現在、
- ・保護者等が神奈川県内に在住していること。
 - ・高校生等が高等学校等に在籍していること。
- ※ 高等学校等を一度卒業又は修了している方は除きます。

② 次のいずれかの世帯であること。

- ・申請する年度の7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受けている世帯
 - ・保護者全員の申請する年度の市町村民税所得割額が非課税である世帯
- ※ 授業料以外に学校に納付するPTA会費や施設整備費などの納付金・徴収金などに未済がある場合は、支給される奨学給付金をその未済に充てることを委任していただきます。

支給額（世帯区分・学校区分及び学校の課程により異なります。）

世帯区分			学校区分	全日制・定時制	通信制
生活保護（生業扶助）を受けている世帯			国公立	年額 32,300 円	年額 32,300 円
			私立	年額 52,600 円	年額 52,600 円
市町村民税所得割額が非課税である世帯	15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹（中学生を除く）が	いない	国公立	年額 75,800 円	年額 36,500 円
			私立	年額 84,000 円	年額 38,100 円
		いる	国公立	年額 129,700 円	年額 36,500 円
			私立	年額 138,000 円	年額 38,100 円

申請方法等

入学後に在籍する各高等学校等（事務室）へ申請書を提出
 （平成29年度については、12月15日まで）

- ※ 神奈川県外の高等学校等の場合は、申請書をいったん高等学校等に提出し、在籍等に係る確認印を受けてから→
- ・私立の場合は県私学振興課へ
 - ・国公立の場合は県教育委員会へ
- } 直接提出します。

支給方法と時期

申請から概ね2～4ヶ月後、年額を申請者が指定した金融機関に振り込みます。